



静岡県勤労者協議会連合会

ホームページ <http://kinrokyo.net/shizuoka/>
Eメールアドレス shizuoka@kinrokyo.net

5・3憲法フォーラム in しずおか講演会 「憲法を擁護し実現させる」ことを全員で決議

5月3日午後1時30分より、静岡県総合福祉会館「シズウエル」7階で『5・3憲法フォーラム in しずおか憲法記念日講演会(主催 しずおか憲法9条を擁護し実現させる会)』が開催されました。当日は「コロナ感染対策」のために参加者の規模を縮小していましたが、予定していた資料が不足するほどの参加者が多く集まり、「国に平和憲法を改悪させないこと」を決議してきました。

同集会では、主催者を代表して福井淳しずおか憲法9条を擁護し実現させる会会長が「高校生平和大使の活動も活発化している時こそ、若い世代に平和憲法的重要性を伝えていこう。岸田政権は憲法改悪させることを7月の参議院選挙の重要課題にしている。ロシアのウクライナ侵攻で憲法改悪が速まっていることが極めて深刻だ。本日の集会で憲法擁護をさせる運動を高めていこう」と、挨拶しました。



第24代高校生平和大使の土屋陽和さんは、「2021年12月18、19日に広島で『第24代高校生平和大使の結団式』を行ってきました。この2年間、コロナ禍で活動が制限されて、苦しめられてきましたが『核兵器廃絶に向けた灯』は今後も続けていきます」と、報告されました。

同じく、長崎派遣代表の日向希明さんは「静岡県高校生平和大使は今年が10周年を迎えるので現在、10周年記念事業を企画中です。私たちと同じ世代にも『核の恐ろしさと平和の尊さ』を訴える活動を強化していきます」と決意が述べられました。

戦争のために「憲法」を変える

講師は早稲田大学法学学術院教授の水島朝穂さんが、平和の「守り方」と「創り方」～日本国憲法の創造力～と題して以下の内容で講演を頂きました。

(1) ロシア憲法は1993年12月25日に施行され、その後何度か改正されてきた。2020年7月4日施行の憲法改正は、プーチン体制を憲法的に補強するものであった。ロシア憲法の改正手続きでは、1章(憲法体制の原理)、2章(人および市民の権利と自由)および9章(改正手続き)については、連邦議会による改正が禁止されている。

連邦議会両院の構成員の5分の3の賛成で「憲法会議」が召集され、その構成員の3分の2で採択されるか、あるいは選挙人の過半数が賛成する全人民投票の過半数の賛成を得て憲法改正が実現する。

(2) 他方、憲法3章から8章までは、統治機構についての章であり、これらを改めるのは「改正」ではなく「修正」とされている。(136条)。これは、連邦議会の上院の4分の3、下院の3分の2の賛成によって採択した後、3分の2の連邦構成主体の立法権力機関の承認を得ることによって可能である。

2020年にプーチンが憲法改正にかけた条文は、すべて3章から8章にあるから、これは憲法の「修正」であり、国民投票は必要なかったといえる。しかし、プーチンは国民投票を実施し78%の国民からの同意をえたのである。(中略)2020年の憲法改正によって、プーチンは2036年まで大統領の職に留まることができることとなった。

上記の様に、どこの国でも何時の時代でも「時の権力者が戦争のために憲法を変える」ことが常套手段となっている。



一般国民ではなく 公務員すべての憲法尊重擁護義務

1. 憲法9条で「平和を守ることができるのか」あるいは、「第9条の改憲を止めるには」という心配する意見があるが、『一般国民ではなく、すべての公務員には憲法尊重擁護義務』が課せられている。

この章は、基本的人権の本質(97条)、憲法の最高法規性(98条)、憲法尊重擁護義務(99条)の3カ条からなる。この義務は、憲法の最高法規性を確保するために、象徴たる天皇から、国政担当者を含むすべての公務員に対して、一般国民にはない憲法への拘束を要求している。

「尊重義務」ではなく「尊重擁護義務」になっていることから、単に憲法を守るだけでなく憲法違反行為の防止から、違反行為が現実には発生した場合における抵抗、さらに憲法の模範力の回復に至る積極的努力義務も含まれる。

ただ、この義務は「倫理的・道徳的性質」のもので、賠償責任、刑事罰や処分弾効に直ちに連動しないとされる。では、現行憲法の廃棄や破棄を



主張することは許されるのか。一般国民ならば、表現の自由の範囲内にある。

だが、国務大臣がそのような主張した場合はどうか。96条の改正手続以外の方法で憲法の変更を求める主張、あるいは憲法改正の限界を超える改憲主張は、この義務に抵触すると考えられる。

また、憲法改正の発議は国会だけが行うことができる。つまり、改正の発案権は国会議員だけにあるという説をとれば、国務大臣の資格で憲法改正を主張することはできないことになるだろう。



ウクライナへの支援は、武器ではなく復興支援で 戦争に至らないための外交の重要性を

日本政府はウクライナ支援として、防弾チョッキや「ドローン」の提供を決定して実行した。これは従前の武器輸出3原則「次の3つの場合には武器を輸出しない①共産圏諸国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当時国又はそのおそれのある国向け」を2014年の安倍前政権が「防衛装備移転3原則」に変更したからです。しかし、この判断をした日本政府の姿勢は、誤りであったといわなければなりません。

戦争をしないための外交や戦争を止める仲裁に尽力する上で、70余年も「戦争をしない国」であり続けたことの価値が日本にはあるからです。なぜなら、常に戦争を行わない、あるいは人を殺す武器を手にして仲裁に入ることを相手国は決して信用はしないからです。

1980年頃、日本の自衛隊はPKO派遣でイラクでの任務につきました。当時は、現在と違って「憲法改悪（主に第9条）」の声も低かったことがありますが、自衛隊員は主任務である「インフラ復興（水道や道路、橋、他など）」に徹した為に、武器は持参したものの「発砲は1度もしない」ことを徹底した。

その結果、現地の宗教指導者からも「日本の自衛隊には武器を向けるな」との指示があり、日本の自衛隊は「全員が無事に任務を終了して帰国できた」このことは第9条がいかに重要であるかを物語っている。いま日本が行うウクライナ支援は「戦争停止へ向けた外交努力」と「復興に向けた財政支援」ではないのか。ウクライナの国民もこのことを強く望んでいるはずだ。同時に、市民レベル（例えば高校生平和大使）でも「メッセージ」の送付などを検討してもらいたい。結びに、平和の「守り方」と「創り方」を多くの国民や市民が考える中から、憲法改悪反対運動が大きく展開されていくのではないかと提起されました。

閉会の挨拶は秋山県勤協連事務局長が行い「現在は『新たな戦前』となっている。憲法改悪に反対する声をあげよう」と述べて終了した。

（報告・秋山一）

5月3日の護憲中央集会 「平和憲法を守れ」と1万5千人が結集

日本国憲法施行から75年を迎えた憲法記念日の3日、護憲派の大規模集会が東京都江東区の有明防災公園で開かれ、1万5000人（主催者発表）が参加した。過去2年はコロナ禍で中止され、護憲派が「5・3」に結集するのは2019年以来3年ぶり。改憲派がロシアのウクライナ侵攻をきっかけに、戦争放棄をうたう9条の改正論を声高に叫ぶ中、「今こそ憲法を守れ」と声を合わせた。（加藤益）

（写真右：5.3護憲中央集会でプラカードを掲げる人たち）

◆「憲法9条は戦後最大の危機」

集会では、マスク姿の参加者たちが「憲法改悪に反対します」などと書かれたプラカードを掲げた。ロシアのプーチン大統領をこき下ろすプラカードも目立った。

主催者を代表して壇上に上がった平和団体代表の藤本泰成さんは「9条を『非現実的』という人に『敵基地攻撃能力や核保有で国民の命を守れるのか』と問いたい。国民の生活を圧迫し、平和が壊



れるだけだ」と批判した。

その後も続々と護憲派の識者が登壇した。

「残念ながら9条は戦後最大の危機を迎えている」と訴えたのは、国会の憲法審査会の傍聴を続ける大江京子弁護士。「市民の尊い犠牲の末、戦争の惨禍を起こさせないと誓い、日本国憲法を定めた。この決意を捨てさって良いわけがない」と呼びかけた。

上智大の中野晃一教授（政治学）は「戦争を防ぐには抑止力と、先に攻めるつもりがないというメッセージが重要。9条をなくせば抑止力に頼るしかなくなり、無限の軍拡につながる。9条を守ることが安全保障につながる」と強調した。集会後、参加者は「憲法を守り、生かす社会を実現しよう」などとシュプレヒコールを上げながら周辺をデモ行進した。

（写真下：護憲派の大規模集会に集まった人たち・東京新聞本社ヘリ「あさづる」から）



◆ウクライナ危機に乗じた改憲論議に「待った」

集会の参加者たちは、ウクライナ危機に乗じた改憲論議に神経をとがらせた。

「このままでは日本も危ない」と言っただけで危機感をあおるが、戦争になったら犠牲になるのは庶民だ」。東京都世田谷区の赤松熊雄さん（80）は、防衛力強化を主張する自民党をけん制する。

太平洋戦争の終戦直後は食べ物がなく、雑草を食べて飢えをしのいだ。そんな戦争の悲惨さを味わっているからこそ、「国を守るため」と言われても心に響かないという。「これからの世代には同じ経験をしてほしくない」と平和憲法の維持を切望した。



赤松さんと一緒に会場を訪れた福島和夫さん（74）＝世田谷区＝も「ウクライナの問題が起きて以降、憲法を変えようという声が出てきたのが気掛かり」と心配する。「プーチンのように間違っただけの指導者が出てきても、それを阻止できるのが9条じゃないか」と語気を強めた。

ロシアがウクライナ侵攻で核兵器の使用をほのめかす一方、安倍晋三元首相らは米国の核兵器を日本に配備して共同運用する「核共有」の議論を求めている。

（東京新聞 2022年5月4日より）

6月20日を決して忘れない 次世代へ継承 『77年前の静岡大空襲』を

●はじめに

静岡大空襲(6月20日)が近づいてきたので、静岡市勤労協も『静岡平和資料館をつくる会』が主催するイベントへ参加する準備をしています。今回、「静岡大空襲を取り組む中で登呂遺跡が発掘された」ことを知りました。静岡大空襲を経て、広島・長崎への原爆とつながることから、今回は日本が敗戦へつながる「ヤルタ会談」を最初に記載し、後段に「ポツダム宣言」をつけてみました。戦争の悲惨さが伝わるとお思いますのでご一読をお願いします。

●ヤルタ会談

第2次世界大戦末期の1945年2月4～11日、アメリカの大統領ルーズベルト、イギリスの首相チャーチル、ソ連の首相スターリン3首脳がソ連、ウクライナ共和国(現ウクライナ)のクリミア半島の保養地ヤルタで、戦後処理の基本方針について協議した会談です。

最終日に合意した事項は、①いわゆるヤルタ協定、②ソ連の対日参戦に関する協定(いわゆるヤルタ秘密協定)が中心となっています。

ソ連はドイツ降伏の2～3か月後、以下の条件で日本に対する戦争に参加する。①外蒙古(もうこ)の現状維持、②サハリン(樺太(からふと))南部の返還、③大連港の国際化とソ連の優先権の承認、④旅順港のソ連軍港としての租借権の承認、⑤南満州鉄道、東支鉄道の中ソ合併による運営、⑥千島(ちしま)列島の引き渡し。これら一連の協約のうち、3首脳コミケが1945年2月12日に発表されただけで、ヤルタ秘密協定は1年後の1946年2月11日、ヤルタ協定は1947年3月24日、それぞれアメリカ国務省から一方的に発表されました。



●ドイツの無条件降伏

1945年5月7日、ドイツはフランスのランスで連合国に対して無条件降伏し、「第3帝国」は終焉のときを迎えました。その後、1949年9月7日に西側管理地域に『ドイツ連邦共和国』が成立すると、対抗する形でドイツ民主主義共和国(東ドイツ)が成立し、ドイツは東西に分裂しました。

●静岡大空襲と登呂遺跡の関係

静岡大空襲(しずおかだいくうしゅう)は、第2次世界大戦末期の1945(昭和20年)6月19日深夜から20日未明にかけて、アメリカ軍のB-29爆撃機137機により旧静岡市(現在の静岡市葵区・駿河区)の市街地が受けた空襲である。

マリアナ諸島から飛び立ったアメリカ軍第314航空団のB-29大型戦略爆撃機(写真右)137機は伊豆半島波勝崎付近から本土上空に侵入、伊豆半島上空を北上し、富士山手前上空で旋回し静岡市上空に向かうが、一旦静岡市街上空を通過し、御前崎上空から再び静岡市街上空へ向かった。3時間余りの爆撃で投下された焼夷弾は13,211発、被害は死者1,952名余、焼失戸数26,891戸に上った。この静岡大空襲を含め、旧静岡市は1944年(昭和19年)暮れから終戦迄に合計26回の空襲を受けている。



●経緯

兵器等製造事業特別助成法『昭和17年(1942年)2月13日法律第8号』に基づき、「住友金属工業

プロペラ工場」(高松地区)及び「三菱重工静岡発動機製作所」(小鹿地区)の2つの官設民営軍用機関連工場の建設が進められた。この建設工事中に弥生時代の登呂遺跡が発見され、伊東忠太達により、短期間の緊急発掘調査が行われたものの、十分な調査を経ずに工事が再開され、昭和18年(1943)には生産が開始された。

昭和20年(1945年)3月に東京大空襲(10日)、名古屋大空襲(12日)、大阪大空襲(13日)、神戸大空襲(17日)と日本の大都市を破壊したアメリカ軍は、その後、地方主要都市に目標を移した。アメリカ軍資料によると選定は昭和15年(1940年)国勢調査の人口に基づくものであり、静岡市は15番目であった。同年4月7日の空襲により住友金属及び三菱重工の両軍需工場は機能を停止していた。

空襲時、西伊豆一帯や沼津市、富士市辺りからは駿河湾越しに静岡市街が真っ赤に燃えているのが解ったと云う。また、山を挟んだ榛原地域などからも静岡市街上空が真っ赤になっているのが見えたと云う。空襲の後、丸焼けになった静岡市街に米軍機が飛んできて、「早く降伏すれば贅沢ができる」の文字と、ご馳走の写真が刷られたビラ(伝達)をばら撒いた。

B-29爆撃機は、富士山を目標に本土へ飛来してくるので、静岡県特に駿河湾沿岸域は、警戒警報や空襲警報がひっきりなしに鳴ったという。また、空襲以外にも駿河湾に侵入した米軍艦の艦載機グラマンが、数機編隊で次々と駿河湾沿岸地域へ飛来し、機銃掃射や波状攻撃を行った。工場や港は勿論、農作業中の人達なども狙われ、生産活動は停止。多くの市民が犠牲になったにも関わらず、軍の命令で被害情報は総て秘密とされた。(静岡平和資料センターのホームページより)

●ポツダム宣言

1945年(昭和20)7月に開かれたポツダム会談で協議されたうえ、同年7月26日、米英中3国政府首脳の連名で日本に対して発せられた降伏勧告の宣言です。連合国が要求する戦争終結の条件として以下のものを掲げていました。※以下は概略

- ① 軍国主義の除去
- ② 日本国領土の占領
- ③ 本州、北海道、九州、四国および連合国が決定する諸小島への日本の主権の制限
- ④ 本軍隊の完全な武装解除
- ⑤ 戦争犯罪人に対する厳重な処罰、ならびに民主主義の確立
- ⑥ 賠償の実施と平和産業の確保



日本政府および軍の首脳の間では、上記の宣言を受諾すべきか否かにつき真剣な討論が闘わされた。日本政府はいったんは拒否を通告したものの、広島や長崎への原爆投下(8月6日、8月9日)、ソ連の対日参戦(8月8日)とますます絶望的な状況へ追いやられたため、ついに受諾するに至った。8月14日日本政府は宣言を受諾し、同日夜、終戦の詔勅が発せられた。(『日本大百科全書』より)(写真:1945年9月2日、戦艦「ミズーリ」艦上でリチャード・サザランド中将が見守る中、降伏文書に署名する重光葵外務大臣。右は随行の加瀬俊一 Wikipedia「日本の降伏」)

静岡空襲に関連するイベントの紹介

- ◆2022年6月19日(日)13:30～
『静岡清水空襲犠牲者慰霊のつどい』 静岡平和資料センター
(申し込み TEL/FAX 04-271-9004 開館日は金土日)



「基地攻撃能力」を改称し、「反撃能力」へ

平和憲法 骨抜きにするな

自民党安全保障調査会は、政府の外交・安保政策の長期指針「国家安全保障戦略」など3文書改定に向けた提言案を了承した。自衛目的で相手領域内のミサイル発射を阻止する能力である「敵基地攻撃能力」の名称を「反撃能力」に改称することを盛り込んだ。

名称は変えても攻撃能力を持つことには変わりはない。米軍を「矛」、自衛隊を「盾」とする従来の役割分担は、自衛隊が米軍の「矛」に合流することを意味する。日本国憲法の平和主義の理念を骨抜きにし、専守防衛を逸脱する。日本の安全保障政策の大転換をもたらす危険な内容だ。

改称は印象操作に映る。攻撃力を高めるのではなく、外交努力で紛争の火種を除く安全保障政策を取るべきだ。

提言案では、攻撃目標は相手国のミサイル基地に限定せず、国家の指導部や軍の司令部を念頭に「指揮統制機能等」を新たに追加した。攻撃対象がなし崩し的に拡大していく恐れがある。

また防衛計画の大綱を米国と同じ名称の「国家防衛戦略」に変更するよう提案した。米国と歩調を合わせたい狙いが透ける。2016年の安保法制施行以来、日米の軍事一体化が一層推進されている表れだ。米国の戦争に巻き込まれる恐れが増す。むしろ日本政府は、軍事力に頼らない憲法の国際平和主義にのっとった自主外交を展開すべきだ。

だが提言案は中国について台湾周辺で軍事活動を活発化させているとして「重大な脅威」とし、ウクライナへ侵攻したロシアを「現実的な脅威」に、それぞれ引き上げると記した。それらの国が「挑発」と受け止めかねない。

「安全保障のジレンマ」に陥る可能性がある。軍備を増強することで自国の安全を高めようと意図した政策が、想定する相手国に類似の軍事増強を促し、実際には双方とも衝突を欲していないにもかかわらず、結果的に衝突につながる緊張を増してしまう状況だ。日本の敵基地攻撃能力の保有は東アジアの緊張を高める可能性がある。

それは沖縄にとって死活問題だ。冷戦下の1960年代、米軍は、中国や旧ソ連をにらみ、日本に投下された原爆の数十倍規模の破壊力を持つ核巡航ミサイル「メースB」を配備した。沖縄が核兵器で奇襲攻撃されることを想定し、第一撃で沖縄が壊滅的な被害を受けても、敵の追加攻撃を封じるのに必要な反撃能力を維持することが目的だった。

現在、沖縄への自衛隊配備強化が進む。配備されるミサイルが敵基地攻撃に転用される可能性がある。米国では南西諸島を含む「第1列島線」に核弾頭が搭載可能な中距離弾道ミサイルを配備する計画が進行中だ。有事の際に狙われるのは沖縄だ。1972年の日本復帰以前、沖縄には1300発もの核が置かれ、極めて危険な状況だった。復帰前に逆戻りするような基地負担は絶対に許されない。(琉球新報 2022年4月24日より)

パワハラ防止 経営者の決意問われる

職場での嫌がらせやいじめなどパワーハラスメント(パワハラ)を防止する取り組みが、4月から中小企業にも義務付けられた。中小企業は、経営者の姿勢が職場の意識にも影響しがちだ。経営者にはパワハラを許さないとの強い決意と、対策を講じる意欲を明確にするよう求めたい。

パワハラは被害を受けた人のやる気をそぎ、心身の不調を招く。自殺に追い込まれることもあり、人としての尊厳を傷つける行為にほかならない。パワハラをなくして働く人を守ることは、企業の社会的責任でもある。

改正労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止は、すでに2020年から大企業で義務付けられ、今回の中小企業への適用で産業界全体での取り組みになったこと。厚生



労働省は、パワハラを(1)優越的な関係を背景とした言動 (2)業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動 (3)労働者の就業環境が害される—の3つを満たす行為と定義し、具体例として、身体的や精神的な攻撃、人間関係からの切り離しなど6類型を示している。

企業には、職場での防止方針を労働者に明確に示し、相談窓口の設置、パワハラ事案が発生した際の状況把握や解決に必要な措置の整備が義務付けられる。特に、「相談窓口」は重要となる。何がパワハラに該当するかは個々のケースで違う。上司の部下への注意行為が精神的攻撃に当たるのか、業務上必要な行為なのか、線引きは難しい。複数の行為が重なっている場合もあるだろう。

被害の相談に来た人の心身の状況や、上司の言動をどう受け止めたのか、などにも配慮しながら事実関係を確認する必要がある。形ばかりの窓口では機能しない。先行してパワハラ防止に取り組む大企業の事例を共有することや各地にある労働局の相談窓口の充実も進めてほしい。正社員に限らず、非正規雇用者や就職活動中の学生などへの配慮も必要だ。

パワハラの相談をしたことを理由に解雇や不利益な取り扱いをすることは禁止されている。当然の規定であり、相談を受けたことをむしろ、職場環境の改善に取り組む機会と考えるべきだ。パワハラやセクハラ、妊娠、出産に関するハラスメントなど許さない職場環境を整えることこそが、働く人の活力となり、企業の価値も上げることになる。

(東京新聞 2022年4月25日より)



ご注意ください!

**「全労済に委託されている」
とかたる業者の訪問が
報告されています。**

※「共済金で代金は全額支払われる」「共済金の請求を代行する」などと言って
修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約などに応じず、当会にご相談ください。



こくみん共済 coop(全労済)では、ご契約者さまからの
ご一報を受けないまま、電話で訪問日時などをご連絡したり、
外部に委託して調査を行うことはありません。

こくみん共済 NEWS
こくみん共済(全労済)
静岡推進本部
(静岡県労働者共済生活協同組合)

おかげさまで(静岡ろうきん)は、創立70周年。感謝の気持ちを胸に次の時代へ。

スマホで! Webで! 簡単&便利ライフ!

「ろうきん」サービスメニュー

スマホ決済サービス

日常のさまざまなシーンで
便利で快適に

LINE Pay J Coin
PayPay Bank Pay
au PAY

- スマホがあればお財布は不要
- 非接触で支払いが可能
- 簡単にスピーディー決済
- ポイント還元と割引
- お金の管理も家計支払い履歴も簡単チェック

暮らしをサポートする「ろうきん」サービスメニューの使い方

暮らしをサポートする「ろうきん」サービスメニューの使い方

ろうきんダイレクト

振込・振替や残高の照会がインターネットでご利用いただけるサービス

- 振込・振替
- 一般財形 支払い
- エース預金 口座開設・入金・支払い
- 定期預金 口座開設・入金・支払い
- 投資信託 購入・解約
- カードローンの借入れ・返済
- ローンの(返済貸付)の繰上返済
- 住所変更
- 公共料金の自動引落登録

ろうきん口座開設アプリ

Web通帳(無通帳型)でスマートな口座管理!

24時間365日受付OK!
※メンテナンス期間を除く

アプリの詳細ダウンロードはこちら!

「ろうきん口座開設アプリ」は、スマートフォンで撮影した運転免許証の写真と、お申込みフォームに必要な情報を送信していただくだけで、約2週間でお口座を開設します。

ろうきんアプリ

残高や入出金履歴をいつでもどこでもスマホでチェック!

- 残高・明細の照会
- 相談予約
- 住所変更
- ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)
- 税金の支払い
- Webお知らせ

いつでもあなたの目線で。 **静岡ろうきん** 0120-609-123

ビバ! de ろうきん 携帯電話からでもOK!
フリーダイヤル 平日 9:00~18:00

その他のサービスはこちら!

(ろうきん)は地域のために活動する団体へ各種のご利用に応じた寄付を行っています。